

新旧対照表

【関税率法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第101号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>第9節 無条件免税</p> <p>(再輸入貨物の無条件免税)</p> <p>14-15 法第14条第10号の規定に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。</p> <p>(1)～(5) (省略)</p> <p>(6) 再輸入されることがあらかじめ判明しているものについては、便宜、その輸出の際に輸出の目的及び再輸入の場所を輸出申告書に記載するよう要請するとともに、再輸入の際の同一性の確認のため必要な措置をとることを求める。</p> <p>(7) (省略)</p>	<p>第9節 無条件免税</p> <p>(再輸入貨物の無条件免税)</p> <p>14-15 法第14条第10号の規定に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。</p> <p>(1)～(5) (同左)</p> <p>(6) <u>外国産</u>で再輸入されることがあらかじめ判明しているものについては、便宜、その輸出の際に輸出の目的及び再輸入の場所を輸出申告書に記載するよう要請するとともに、再輸入の際の同一性の確認のため必要な措置をとることを求める。</p> <p>(7) (同左)</p>